

青森県報

号外第八十五号

令和二年
九月一日
(火曜日)

目 次

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

告 示

青森県告示第六百五十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和二年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和二年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三三〇・六九
岩木川下流	〃	四七九・二二
岩木川上流	〃	一、〇一一・〇五
平川	〃	四六〇・二八

浅瀬石川	〃	四〇一・七八
今別川く蟹田川	〃	一、〇一二・九六
青森地区	〃	七七七・七七
下北東部	〃	一、一二四・九四
下北西部	〃	八七二・七五
上北地区	〃	一四一・二八
七戸川	〃	五六九・八五
奥入瀬川	〃	三八九・四〇
馬淵川下流	〃	八五六・〇三
新井田川	〃	一四三・七六
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一五六・七四
岩木川下流	〃	二七二・四九
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四二・〇六
浅瀬石川	〃	八四・一七
今別川く蟹田川	〃	一九・〇六
青森地区	〃	一七四・四八

上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・七〇	二四・九二	二一・三八	九・七二	三・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	七三・五〇	八一・一五	〇・六二	一〇〇・五四	二三・三五	一四七・五四

三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鯨ヶ沢町	八戸市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃
四・二〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・八九	二・八四	三・八三	一・六〇

三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃
八・六二	九・三二	二・二七	一・〇〇	三・二四	一・五二	二・九六	〇・三六	三六・三八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇五・九八	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四

南部地区	津軽地区
〃	保健保安林
八八・八七	一五九・一四

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円